

神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和3年2月26日までとする。

(ビークル・トゥ・ホームシステムの要件)

第3条 要綱第3条別表4の2（2）エに掲げるビークル・トゥ・ホームシステム（以下「V2H」という。）の要件は、未使用品であること及び次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 国が平成26年度以降に実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの
- (2) 一般社団法人 CHAdeMO 協議会の認証を受けているもの

(電気自動車及びプラグインハイブリッド車の要件)

第4条 要綱第3条別表4の2（2）オに掲げる電気自動車及びプラグインハイブリッド車（以下「EV等」という。）の要件は、次の各号すべてに該当するものであることとする。

- (1) 新たに導入する場合は、初度登録前の車両であること。
- (2) 自動車検査証における燃料の種類が「電気」または「ガソリン・電気」と記載されているものであること。
- (3) V2Hを介した住宅や事業所（以下「住宅等」）への給電機能及び住宅等からの充電機能を備えていること。
- (4) 自動車検査証における使用の本拠の位置がV2Hの設置場所と同じであること。

(太陽光発電システムに係る要件)

第5条 要綱第3条別表4の2（2）カに掲げる太陽光発電システムの要件は、出力が1kW以上であり、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすものであること。
- (2) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の採択計画において導入するものであること。

附 則

この要領は、平成31年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月5日から施行する。